

ご結婚おめでとうございます

婚姻届

市民課 戸籍担当
☎042-312-1083 (直通)

届出に必要なもの

- ・届書1通
※届書をホームページ等でダウンロードする場合は、必ずA3サイズで印刷してください。
- ・戸籍全部(個人)事項証明書または戸籍謄本(抄本)※1
(発行後3か月以内のもの)
- ・本人確認書類(届出される方の分)※2

休日・夜間受付へ提出した場合、書類に不備があると、後日再来庁をお願いすることがあります。あらかじめ市役所市民課などで事前審査を受けることもできます。

※1 戸籍謄本の添付について

夫婦の一方または双方の本籍が届出地にあるときは、本籍が届出地にある方のみ、戸籍謄本の添付は不要です。

※2 本人確認書類について

運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等官公署が発行した顔写真付きのものになります。

上記の本人確認書類をお持ちでない方は、健康保険証、年金手帳、学生証、社員証など2点以上をお持ちください。

関連する手続きは
内側にあります

※全ての関連手続きが記載されているものではありません。ご注意ください。

ご注意ください

「ご結婚されるお二人の署名」と「証人(成人二人)の署名・住所・本籍」が記入されていることを必ずご確認ください。
(書き方は、お問い合わせください)

婚姻届だけでは住所の変更はできません。別途住所変更の届出が必要です。

婚姻届提出前に既に同居しているが、住民登録上世帯を分けている場合、婚姻届だけでは世帯は一緒にはなりません。別途世帯合併の届出が必要です。

こんなときはどうしたらいいの？

Q 平日の日中は仕事が忙しくて届出ができないのですが、夜間や休日に提出はできますか？

A

休日・夜間受付を市役所北側通用口で行っています。市役所開庁時間外に提出される方は、こちらをご利用ください。ただし、書類の審査は翌開庁日以降となります。なお、婚姻年月日は受付年月日となります。不備があった場合は、後日窓口にお越しいただくことがあります。

Q 婚姻届を提出してすぐに新しい戸籍謄本を取得できますか？

A

婚姻届を提出した日から、概ね10日ほどで新本籍地で取得できるようになります。(詳しくはお問い合わせください)

Q 「婚姻後の夫婦の新しい本籍」は、現在の本籍地をそのまま書かなければなりませんか？

A

新しい本籍は、日本に存在する地番(または住居表示)であればどこでも構いません。本籍を置くことができるかどうかは、新しい本籍地へご相談ください。

婚姻に関するおまな手続き

- マイナンバーの情報連携ははじまり、マイナンバーの提示により、一部手続きに必要なもの（住民票や課税・非課税証明書（所得証明書）等）が省略できる場合がございますので、ご確認ください。
- ※申請書類等にマイナンバーを記入する場合、窓口でマイナンバー（個人番号）の分かる書類（原本）及び本人確認書類をあわせて提示してください。
- 出張所・土曜窓口における「△」は、一部受付できない場合がありますので、手続き窓口へご確認ください。
- 平日の開庁時間以外に戸籍の届出をされた方は、翌開庁日以降に住民票へ反映されます。土曜窓口ご利用の方は、下記手続きを同時に行えない場合がありますのでご注意ください。
- 主な手続きの内容における「★」は、婚姻届と同時に市民課で一部受付できます。

分類	確認	対象者	主な手続きの内容 (申請・注意事項等)	手続きに必要なもの	期間	手続き窓口	出張所	土曜窓口	
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入中で、氏名や世帯構成などに変更がある方	新しい国民健康保険証の交付「★」 (後日郵送) ※勤務先の健康保険に加入の方は 勤務先へお問い合わせください。	・変更前の国民健康保険証	変更があった日から14日以内	市役所1階 保険年金課 国民健康保険担当 ☎042-346-9529	○	○	
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険から、配偶者の勤務先の健康保険の扶養に入る方	国民健康保険の脱退	・勤務先の健康保険証または 資格取得証明書 ・国民健康保険証			○	○	
	<input type="checkbox"/>	最近退職した方 → 配偶者の勤務先の健康保険の扶養に入る方 → 国民健康保険に加入する方	小平市役所での手続きはありません。						
	<input type="checkbox"/>		国民健康保険の加入 (保険証は後日郵送)	・勤務先の健康保険の資格喪失 証明書または離職票	資格喪失日より14日以内	市役所1階 保険年金課 国民健康保険担当 ☎042-346-9529 保険年金課 高齢者医療・年金担当 ☎042-346-9531	○	○	
	<input type="checkbox"/>		国民年金の加入 (20歳から60歳未満)					○	○
年金	<input type="checkbox"/>	年金を受給中の方	小平市役所での手続きはありません。 ※共済年金の方は共済組合にお問い合わせください。			各共済組合			
子ども	<input type="checkbox"/>	0歳～高校生相当年齢のお子さんがいて、 ・児童手当を受給している方 ・乳幼児医療証（マル乳）をお持ちの方 ・義務教育就学児医療証（マル子）をお持ちの方 ・高校生等医療証（マル青）をお持ちの方	児童手当の受給者変更・氏名変更 ※新たに申請する方が公務員の場合は、 勤務先で手続きしてください。	・通帳（保護者） ・健康保険証（保護者）	婚姻した月のうちに (必要なものがそろっていない場合でも子育て支援課へお立ち寄りください)	市役所2階 子育て支援課 手当助成担当 ☎042-346-9544	○	×	
	<input type="checkbox"/>		乳幼児医療証（マル乳）、義務教育 就学児医療証（マル子）高校生等医療 証（マル青）の保護者変更・氏名 変更	・マル乳医療証、マル子医療証、マル 青医療証 ・健康保険証（子）			○	×	
	<input type="checkbox"/>	0歳～18歳（一部20歳未満）のお子さんがいて ひとり親家庭等に該当していた方	児童扶養手当、児童育成手当の資格 喪失	・児童扶養手当証書			○	×	
	<input type="checkbox"/>		ひとり親家庭医療証（マル親）の 資格喪失	・マル親医療証			○	×	
	<input type="checkbox"/>	障がいのあるお子さん（0歳～20歳未満）の 手当の受給者が変わる方・姓が変更になる方 ・特別児童扶養手当 ・児童育成手当 ・心身障害児福祉手当	特別児童扶養手当、児童育成手当、 心身障害児福祉手当の受給者変更・ 氏名変更届	※子育て支援課へお問い合わせ ください。				×	×
	<input type="checkbox"/>	ひとり親の貸付、自立支援給付金等を受けている方	資格喪失関係	※子育て支援課へお問い合わせ ください。			すみやかに	×	×
	<input type="checkbox"/>	①認可保育園等に入園（内定）している、または入園 申込をしているお子さんがいる方 ②幼稚園、幼児教育・保育無償化対象の認可外保育 施設を利用するお子さんがいる方 ※利用施設を通じて手続きをしていない場合	住所・氏名変更など	※保育課へお問い合わせください。			すみやかに	×	×
	<input type="checkbox"/>	幼稚園、認証保育所・認定家庭福祉員・定期利用保育 施設を利用する方 ※利用施設を通じて手続きをしていない場合	補助金申請 など	※保育課へお問い合わせください。			すみやかに	×	×
<input type="checkbox"/>	公立の小・中学校に在学する児童・生徒の保護者や 姓が変更になる方	保護者変更、氏名変更など		すみやかに	市役所5階 学務課 学事保健担当 ☎042-346-9570	×	×		
介護	<input type="checkbox"/>	姓が変わる方で介護保険証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険証の氏名変更 ※保険証は後日郵送されます。 手続き窓口へお越しいただく 必要はありません。			健康福祉センター1階 高齢者支援課 介護保険担当 ☎042-346-9510	×	×	
障がい	<input type="checkbox"/>	心身障害者医療費助成制度（マル障）を受けている 方で、姓や世帯主が変わる方	マル障受給者資格の変更	・マル障受給者証 ・健康保険証	すみやかに	健康福祉センター1階 障がい者支援課 事業推進担当 ☎042-346-9540	○	×	
	<input type="checkbox"/>	姓が変わる方で身体障害者手帳、愛の手帳をお持ち の方	身体障害者手帳、愛の手帳の氏名変更 各種サービスの変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳（愛の手帳）	すみやかに	健康福祉センター1階 障がい者支援課 サービス支援担当 ☎042-346-9542	△	×	
	<input type="checkbox"/>	姓が変わる方で精神障害者保健福祉手帳、自立支援 医療費制度（精神通院医療）を利用している方	精神障害者保健福祉手帳の氏名変更 受給者証の氏名変更	・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療受給者証（精神通院） ・健康保険証 ・印章 ・マイナンバーカード			×	×	
その他	<input type="checkbox"/>	姓が変わる方のうち、確定申告でe-Taxを利用 される方 (署名用電子証明書の再発行を希望される方)	署名用電子証明書の再発行 ※代理人が手続きされる場合は市民 課へお問い合わせください。	・マイナンバーカード ※住民基本台帳用（数字4桁）、署名 用電子証明書用（6～16桁の英数字） 暗証番号を確認の上、窓口にお越し ください。	すみやかに	市役所1階 市民課 窓口担当 ☎042-346-9804	○	△	
	<input type="checkbox"/>	姓が変わる方でマイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード券面記載事項変更 ※代理人が手続きされる場合は市民 課へお問い合わせください。	・マイナンバーカード ※住民基本台帳用暗証番号（数字4 桁）を確認の上、窓口にお越しください。	すみやかに		○	△	
	<input type="checkbox"/>	姓が変わる方で旧姓を住民票等へ併記等されたい方	旧氏の登録・変更・削除	・戸籍謄（抄）本など ・本人確認書類 ・マイナンバーカード（お持ちの方のみ）	婚姻後の戸籍取得後		○	×	
	<input type="checkbox"/>	姓が変わる方で犬を飼っている方	犬の登録事項変更届 ※「犬と猫のマイクロチップ情報登録」 のサイトに登録を行っている場合は、 オンラインにて変更手続きを行って ください。		変更があった日から30日以内		市役所4階 環境政策課 環境対策担当 ☎042-346-9536	○	×